

令和4年度 営農継続緊急支援金について

令和4年度は世界的な原料情勢により、生産資材から食料品価格に至るまで様々な商品の価格が高騰しています。

国及び県は農家支援の為、肥料に対し補助金を支出します。

当JAにおいては、生産者の営農を継続して頂く為本年度緊急支援策として下記の内容にて支援策を実施します。

(1) 支出要件

- ①生産者の皆様に営農を継続して頂く事を目的とします。
- ②JAより購入した農機具(製品のみ)、肥料、農薬、その他生産資材とします。
- ③自動車・飼料は除きます。
- ④土壌改良材機械散布・無人ヘリ農薬散布は除きます。
- ⑤購入金額が10,000円(税抜額)以上の方を対象とします。

(2) 支援措置

- ①1経営体単位での支出とします。
- ②供給金額(税抜額)に対し1%を支出します。(予算額 2,000万円)

(3) 適用期間

令和4年3月1日～令和5年2月28日